

御船町農業委員会会議録

令和3年6月10日

御 船 町 農 業 委 員 会

令和3年6月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年6月10日(木) 13時30分～14時22分
2. 場 所 御船町役場第2分庁舎 会議室

3. 農業委員（14名）

会 長	1 番	富田	早苗				
会長職務代理者	2 番	荒木	義一				
委 員	3 番	坂本	保男	委 員	9 番	徳永	廣敏
委 員	4 番	野田	孝光	委 員	10 番	渡邊	義高
委 員	5 番	藤岡	雅子	委 員	11 番	芥川	誠
委 員	6 番	大西	敬一	委 員	12 番	福島	則義
委 員	7 番	森田	優二	委 員	13 番	竹崎	幸雄
委 員	8 番	池田	賢治	委 員	14 番	吉田	敏郎
欠席者	7 番	森田	優二	10 番	渡邊	義高	
	11 番	芥川	誠	13 番	竹崎	幸雄	

最適化推進委員 7名

4. 議事日程

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 5 議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 6 議案第27号 農業経営基盤強化促進法第18条について
- 7 報告第13号 合意解約について
- 8 報告第14号 非農地判断について
- 9 報告第15号 「非農地証明書」発行について
- 10 報告第16号 「耕作証明書」発行について

5. 農業委員会事務局職員

課	長	井上	辰弥
係	長	緒方	弘和
主	査	前川	俊司
主	事	本田	美里

事務局

皆様、こんにちは。定刻になりましたので、始めたいと思います。審議に入る前に、総会の成立宣言をいたします。本日は、7番森田委員、10番渡邊委員、11番芥川委員、13番竹崎委員から欠席の連絡があっております。農業委員4名が欠席となっておりますが、御船町農業委員会会議規則第6条により、過半数の出席をいただいておりますので、本総会が成立することを宣言いたします。また、農地利用最適化推進委員7名のご出席をいただいております。ありがとうございます。それではただいまより、6月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会会議規則第4条により富田会長よろしくお願ひします。

議長

こんにちは。皆様、お忙しい時期とは思いますが、よろしくお願ひいたします。それでは議事に入ります前に、本日の議事録署名人を指名いたします。9番徳永委員、12番福島委員よろしくお願ひいたします。それでは、議案第25号を提案いたします。事務局の説明をお願ひいたします。

事務局

議案書の1ページをお願ひします。
議案第25号 農地法第3条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求める。
令和3年6月10日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。
2ページをお願ひします。

申請番号①

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇〇 △-△ 地目：田 面積△㎡

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇 △番地△ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇 △番地△ 〇〇 〇〇

2筆目です。

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇〇 △-△ 地目：田 面積△㎡

譲渡人の住所・氏名、譲受人の住所・氏名は、同上です。

3筆目です。

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇〇 △-△ 地目：田 面積△㎡

譲渡人の住所・氏名、譲受人の住所・氏名は、同上です。

4筆目です。

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇〇 △-△ 地目：田 面積△㎡

譲渡人の住所・氏名、譲受人の住所・氏名は、同上です。

田4筆計9,646㎡です。

議長

ありがとうございました。本件は、1件4筆です。担当の池田

委員から説明をお願いいたします。

8 番 5月28日に、事務局と永本推進委員で現地確認を行いました。説明資料の4ページと5ページを見ていただくと判りますが、一点から見渡せる所に申請地があります。仮設住宅に提供されていましたが、来年の3月までに元の状態に戻されるということです。調査書の第2項第1号から第7号に該当する要件は全て充たしており、許可相当と判断します。皆様の審議をよろしくをお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。親子間の贈与ということですか。

8 番 そうです。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。

2 番 4ページの下の写真について、現状はどのようになっていますか。

8 番 今は、野菜を作っておられます。

議長 他に、ご質問・ご意見はございませんか。

全委員 ありません。

議長 それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、全員賛成で許可といたします。続きまして、議案第26号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 お手元の、議案書の3ページをお願いします。

議案第26号 農地法第5条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

令和3年6月10日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。
今月は5条申請が、4件あがっております。一つずつ読み上げさせていただきます。

申請番号①

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇△ 地目：田 面積△㎡

貸人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇

借人の住所・氏名：大字〇〇△-△ 有限会社 〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

転用目的：資材置場

理由：5条使用貸借権設定（県許可）

2筆目

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇△ 地目：田 面積△㎡

貸人・借人の住所氏名は、同上です。

3筆目

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇△ 地目：田 面積△m²
貸人・借人の住所氏名は、同上です。

4 筆目

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇△ 地目：田 面積△m²
貸人・借人の住所氏名は、同上です。

5 筆目

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇△ 地目：田 面積△m²
貸人・借人の住所氏名は、同上です。

6 筆目

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇△ 地目：田 面積△m²
貸人・借人の住所氏名は、同上です。

7 筆目

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇△ 地目：田 面積△m²
貸人・借人の住所氏名は、同上です。

8 筆目

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇△ 地目：田 面積△m²
貸人の住所氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇
借人の住所氏名は、同上です。

9 筆目

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇△ 地目：田 面積△m²
貸人・借人の住所氏名は、同上です。

次のページになります。

申請番号②

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇〇△-△ 地目：畑 面積△m²
申請者の住所・氏名：〇〇町大字〇〇△ 〇〇 〇〇
譲受人の住所・氏名：〇〇町大字〇〇△ 〇〇 〇〇
同住所 〇〇 〇〇

転用目的：個人住宅

理由：5 条所有権移転（県許可）になります。

申請番号③

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇〇△ 地目：田 面積△m²
貸人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇
借人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇

転用目的：個人住宅

理由：5 条使用貸借権設定（県許可）になります。

申請番号④

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇△-△ 地目：畑 面積△m²

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇△-△ 〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

転用目的：駐車場用地

理由：5条所有権移転（県許可）以上になります。審議をよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。4件13筆です。それでは、申請番号1番について、担当の大西委員説明をお願いいたします。

6 番 はい。5月28日に、事務局の緒方係長・前川主査と中川推進委員及び借人の5人で、現地の確認をしました。場所は、国道445号線を〇〇町方面へ進み、〇〇郵便局から右折し200m程の所の左側に現地があります。12・13ページの写真のように水田の様相はありませんでした。今回の申請は、農地の無断転用であったということで、11ページに始末書の写しがあります。申請地は、9筆で計4,176㎡になります。一般基準の該当箇所については適当かと判断します。また、隣接同意書も取れております。以上のようなことから許可相当と判断します。審議をよろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、今の説明にご意見・ご質問はございませんか。

2 番 10ページの土地利用図を見ると法面が相当ありそうですが、
6 番 平地より法面の方が広いようで、面積の割には、使用できる所が少ないような状況です。

議 長 他にご意見・ご質問はございませんか。

3 番 直接この件と関係ないかもしれませんが、11ページに始末書の写しがあります。このような件は、〇〇地区にもありますが、指示に従って申請に至ったものかもしれませんが、強制力というのはないのでしょうか。

事務局 違反転用につきましては、法律に定められた罰則規定というのがあります。町内で大小様々なものがあるのが事実です。町内一斉に漏れなく平等に指導することになりますが、その後改善が出来ないところが出てくることが見込まれます。今回みたいな場合、違反転用の報告を、許可権者である県にあげて、勧告等の手続きを取ります。県からの動きとしては、行政代執行をとる手法はありますが、なかなかそこまで実施するには至っていないということです。農業委員会としても、注意し申請を促

している所です。中には、農振地域で農振除外ができないような場所に、違反転用されている場合があります。その場合は転用許可が取れないので、元に戻してくださいというのを、言い続けるしかないというのが現状にあります。

議 長 同一の人が別の申請をされたとき、「どこの分が無断転用ですよ」と、取引若しくは、交換条件ではないが、農業委員会としてそういうことは出来るのでないでしょうか。

事務局 唯一罰則的な、農業委員会としてできることとしては、同じ農地法で、次の申請があがってきた時には、違法状態ですよということで、改善されるまでは許可を出さないという対応ができます。他に農業委員会に申請する縁がないので、自身の土地を無断転用している事例も見かけられます。

議 長 他に、ご質問・ご意見はございませんか。
全委員 ありません。

議 長 それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。
はい、全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号 2 番について、担当の坂本委員から説明をお願いいたします。

3 番 先ずは、場所の説明をします。お手元の説明資料の 17 ページをお願いします。〇〇を過ぎて〇〇町の方へ向かった右手の所です。5 月 28 日に、事務局二人と大森推進委員とで現地の確認を行っております。地目は畑になっておりますが、現状は碎石が一面に敷いてあって、以前親族に自動車整備工場の用地として貸していた土地になります。今回の転用申請については、外部転用していたということで、始末書が出ております。次に 15 ページをお開きください。農地の区分は、10ha 以上の広がりがある、第 1 種農地になりますが、今回は、隣接の集落に接続規定ということで、隣に家があります。例外規定に該当するということです。面積は 514 m²になります。申請人は、〇〇町に住んでいますが、父親から娘夫婦に譲るということです。一般基準の 1 から 10 の該当箇所については、適当かと判断します。以上のようなことから、総合的に許可相当と判断します。審議をよろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。この件も先程の件同様、無断転用していた物件ということです。それでは、今の説明にご意見・ご質問はございませんか。

9 番 無断転用であったということですが、他の町村は、どのような対応をされているのでしょうか。

事務局

各市町村様々あります。御船町も3条申請で農地を取得した場合、3年3作しないと次にそこを転用したりとか、人に売ったりできないという独自のルールを定めてはありました。法に明記されていない部分になりますので、厳しくし過ぎれば申請者側から「それは、おかしいのではないか」というような、指摘が出る場合もあります。御船町もローカルルールで、以前よりも緩和し1年1作すれば、次の許可を認めるというような、スタンスで行っております。県内でよく聞くのが、1年1作が主流になってきているようです。おそらく、3年3作が大々的に言えないような、状況があるのかなと思われます。違反転用につきましても、以前は、違反転用案件は1ヶ月遅らせて、農業委員会で審議するというも行っていたようです。それも法的にグレーな所がありまして、申請があつたら速やかに農業委員会で審議しなければならないというものがありますので、現在、御船町でも行っておりませんし、1ヶ月遅れの取り扱いをする市町村もほとんどないようです。難しいのが、許可自体は、県知事許可になりますので、書類が揃っていれば、許可をすることになります。町の農業委員会で審査する時には、許認可の判断をするのではなく、許可相当・許可不相当であるということで、県に意見を上げますので、農地法に書いていないことは、農業委員会の中でも、規制するということが、難しくなっております。私達以上に詳しい司法書士、行政書士あたりが指摘をしてることがあります。安易に規制をかけることが難しいという状況があるかと思ひます。

議 長

以前半年くらい審議にかかった事例がありました。県が基準を示してくれたら、私達も判断が容易になるのですが。

事務局

補足になりますが、権限移譲ということで、4条5条の許可を熊本県から譲り受けて、独自で市町村、特に政令指定都市とか農業委員会で権限移譲を受けている市町村もあります。そこまですべてなってくれば、県の関与がありませんので、法に則った形で市町村独自で農業委員会の判断で多少のルールを作っていくことはできます。この権限移譲は、上益城郡内ではどこも受けてはおりません。農業委員会で許可したということで、土地の絡んでくる話になりますので、全国的に見ると裁判になっている例もあるようです。責任が100%農業委員会に掛かってきますので、4条5条については、県に許可をしてもらおうという市町村が多いというのも実状であります。

10 番(推) 譲受人が 2 人になっているのは、どのような理由でしょうか。
議 長 税金のこととか、所有権のこととかでのことだと思われます。
事務局 この後の申請番号 3 番の件は、譲受人は 1 人になっております。この件は、夫婦になっております。農業委員会は、建物ではなく土地に対しての許可ですので、土地を 2 分の 1 ずつとか、持分を分ける理由としては、所有権のこととか税の控除とかも多少関係してくると思いますけれども、当事者の話し合いでどうするかは、選ぶことが出来るものです。今回のように共有名義で申請されることも、少なくともありません。次の件は親から子へ貸借で、この件は親から土地を譲り受けて夫婦共有を持つということになり、法務局でも連名で登記することになります。

議長 他に、説明にご意見・ご質問はございませんか。
全委員 ありません。
議 長 ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で、許可といたします。続きまして、申請番号 3 番について担当の大西委員説明をお願いします。

6 番 はい。5 月 28 日に事務局員 2 人と中川推進委員と申請者の 5 人で現地の確認をしました。現地の場所は、先程の〇〇郵便局から国道 445 号線を 2 km ほど〇〇町方面へ進み、〇〇バス停付近から旧道を右折したところです。説明資料の 26 ページの写真ですが、2 段になっており上段に住宅、下段に庭と来客用駐車場として計画されています。次に 22 ページをお開き下さい。農地区分は、第 2 種農地になります。面積は 515 m²で、転用目的は一般住宅です。一般基準の 1 から 10 の該当箇所については適当と判断します。排水同意書と隣接同意書も取れておりまして、以上のようなことから総合的に許可相当と判断します。審議をよろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、今の説明に対してご質問・ご意見ございませんか。

8 番 田んぼは、作られていたのですか。

6 番 作っておられました。

議 長 他に、ありませんか。

全委員 ありません。

議 長 それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全員賛成で、許可といたします。

それでは、申請番号 4 番について、担当の坂本委員お願いいたします。

3 番 先ず、場所の説明をします。説明資料の 31 ページをご覧ください。5 月 28 日事務局と大森推進員とで現地を確認しました。申請地は、〇〇地区のコンビニエンスストアから九州自動車道の側道に向かう途中にあります。今回の申請農地の農地区分は、第 2 種農地になります。1 筆の 1,124 m²です。転用目的は駐車場になります。申請地の隣で運送業を営む〇〇という会社が、所有している車や資材の置場が足りないということで、それを補うために今回の申請なったものです。一農家、農業委員としては、優良農地が減少していくことは、心苦しいのですが、今の時代、地主さんが高齢となり後継者がいなくて、こういう話があれば、転用申請も仕方のないことであると思います。隣接の農地があることから、隣接同意書も貰ってあります。一般基準の 1 から 10 において、該当する箇所は適当と判断します。現地確認は、対応されるのは仲介業者がほとんどです。譲渡人、譲受人が立ち会えるようお願いしたいものです。以上のようなことから総合的にみて、許可相当と判断いたします。皆様の審議をよろしく願います。

議 長 はい、ありがとうございます。この運送会社どこにありますか。

3 番 株式会社〇〇〇〇の入り口近くに 있습니다。

議 長 はい、ご意見・ご質問はございませんか。

全委員 ありません。

議 長 ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で、許可といたします。それでは、続きまして、議案第 27 号を提案します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の 5-1 ページをお開き下さい。

議案第 27 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき別紙について、意見の決定を求める。

令和 3 年 6 月 10 日提出 御船町農業委員会 会長 富田 早苗
6 ページに新規分の利用権設定等状況一覧表を掲載しております。今月は 9 件、田の 34,952 m²計の 34,952 m²です。続いて、7 ページには、再設定分の利用権設定等状況一覧表を掲載しております。1 件、田の 1,562 m²計の 1,562 m²です。8 ページには、所有権移転分を掲載しております。田の 1,129 m²計の

1,129 m²です。続いて、議案書の 8-1 ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定める。

令和 3 年 6 月 10 日提出 上益城郡御船町。

令和 3 年第 6 回農用地利用集積計画総括表になります。左側に今月分、右側に本年の累計です。合計値を読み上げます。田の 36,514 m²内再設定が 1,562 m²計の 36,514 m²内再設定が 1,562 m²です。所有権移転が田の 1,129 m²計の 1,129 m²になります。本年累計です。田の 244,375 m²内再設定が 69,454 m²、畑の 117,583 m²内再設定 39,773 m²となります。計の 361,958 m²内再設定が 109,227 m²です。所有権移転が 5,783 m²となります。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、今の説明にご意見・ご質問はございませんか。

全委員 ありません。

議 長 ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で、許可といたします。それでは、続きまして、報告第 13 号から 16 号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書の 10 ページをお願いします。

報告第 13 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づき別紙のとおり合意解約をした旨の通知があったので、報告する。

令和 3 年 6 月 10 日提出 御船町農業委員会。

今月は、3 件の合意解約書が提出されておりますので、ご確認ください。続いて、議案書の 13 ページをお願いします。

報告第 14 号 農地法の運用について第 4 (3) の規定に基づき別紙のとおり非農地と判断したので、報告する。

令和 3 年 6 月 10 日提出 御船町農業委員会。

14 ページに非農地承認通知一覧表を載せております。次の 15 ページが非農地の否認通知一覧表になります。5 月に七滝地区、田代東部地区、御船地区合わせて 8 筆の非農地の現地確認を行いました。内、非農地として認められたものが 14 ページの 1 筆 383 m²になります。残りの 7 筆につきましては、人工的な植林や、まだ農地に復元出来るというような状態の農地でしたので、否認通知を発出してしております。続きまして、議案書の 16 ページをお願いします。

報告第 15 号 非農地証明書を発行したので、報告する。

令和3年6月10日提出 御船町農業委員会

こちらは、説明資料の46ページから資料を付けております。令和3年6月2日付けで非農地証明の申請がっております。御船町大字〇〇字〇〇△番地、面積314㎡。こちらは、46ページの証明願に書いてありますが、昭和27年10月20日農地法の施行されるより以前から、宅地になっていたということで、地元の区長さんの意見書が付いておりましたので、非農地証明を発行しております。48ページは、現況の写真になります。47ページのしるしが消えておりますが、場所は若宮神社の脇の道を辺田見山の方へ登って行ったところになります。地図の〇〇と住宅の名前が黄色のマーカで示していたのが、印刷時に消えてしまいました。道沿いにある個人住宅のところになります。続いて、議案書の17ページをお願いします。報告第16号 別紙のとおり「耕作証明書」を発行したので報告する。

令和3年6月10日提出 御船町農業委員会

18ページから20ページにかけて、耕作証明書を発行したものを掲載しております。それぞれご確認をお願いいたします。はい、ありがとうございます。今の説明について、ご意・ご質問はありませんか。

議 長

ありません。

全委員

それでは、その他について、事務局よりお願いいたします。

議 長

事務連絡

事務局

それでは、本日の議事はこれで終了いたします。皆さん、お疲れ様でした。

議 長

上記の顛末を記載し相違なきことを証明するためにここに署名する。

9 番

㊞

12 番

㊞